

第1条（目的・本サービスの概要）

1. 本特約は、国の施策である「キャッシュレス・消費者還元事業」（2019年10月1日の消費税増税後所定の期間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合に消費者への還元を行う国の事業をいい、以下「本事業」といいます。）に基づき、当社のカード会員規約、Webエムアイカード会員規約、エムアイカード・エムアイポイントサービス特約及びV I O R Oポイント特約（以下総称して「会員規約」といいます。）の特約として、対象カードの本会員に対して消費者還元ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与し、本ポイントの利用を認めるにあたっての条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものです。なお、会員に発行されたカードが鹿島神宮カードの場合、本特約ではなく、「キャッシュレス・消費者還元事業に関するポイント還元特約（鹿島神宮カード・nimoca MICARD 用）」が別途適用されます。
2. 当社が本特約に基づき会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）は、会員が①ポイント付与対象期間中に、②対象カードを用いて、③対象加盟店において、④ショッピング利用（但し、ポイント対象外取引を除きます。）を行った場合に、本特約に定める条件に基づき、当社が本会員に対して、ショッピング利用代金に応じた本ポイントを付与するサービスです。会員は、本特約を承認し、本特約に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。
3. 本サービスは、本事業の一環として行われるものです。本事業においては、会員が対象加盟店においてショッピング利用を行った場合、当該対象加盟店が、当社を介して、事務局に対して、本ポイントの対象となるショッピング利用の売上代金額（以下「ポイント算定対象金額」といいます。）を通知し、さらに事務局が当社に対して、ポイント算定対象金額の情報を提供します（以下、事務局が当社に対して提供するポイント算定対象金額に関する情報のことを「ポイント算定情報」といいます。）。当社による本ポイントの算定及び付与は、ポイント算定情報に基づき行われるものです。なお、当社から本会員に対するカード利用代金の請求は、加盟店から事務局を介さずに当社に到達した売上情報（以下「カード売上情報」といいます。）に基づいて行われます。
4. 会員は、①当社にポイント算定情報が到達する時期と、当社にカード売上情報が到達する時期が異なること、②本ポイントの算定及び付与は、ポイント算定情報に基づき行われること、③本会員に対するカード代金の請求時期と本ポイントの付与の時期が異なる場合があること、④その他ポイント算定情報とカード売上情報が異なる情報であることに起因する本サービスの制約について承諾するものとします。

第2条（定義）

本特約における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本特約に別段の定めがない場合には、会員規約の用法に従うものとします。

- (1)「事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。
- (2)「対象カード」とは、「会員規約」の適用されるカード（鹿島神宮カード・nimoca MICARD を除きます。）をいいます。
- (3)「対象加盟店」とは、加盟店のうち、本事業への参加資格を有し、事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。

第3条（対象となるキャッシュレス決済手段）

当社は、会員が対象カードを用いてショッピング利用を行った場合に、本会員に対して、本特約の定めに従い、本ポイントを付与します。

第4条（対象ショッピング利用期間）

1. 本ポイント付与の対象となるショッピング利用の期間(以下「対象ショッピング利用期間」といいます。)は、本事業の消費者還元期間と同一期間とし、原則として2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。
2. 前項にかかわらず、国または事務局が本事業の消費者還元期間を変更した場合には、対象ショッピング利用期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて当然に変更されるものとします。また、その他の事情により、当社が対象ショッピング利用期間を変更する場合には、事前に当社のWEBサイト上で公表します(なお、本サービスに関するWEBサイトのURLは<https://www2.micard.co.jp/consumer.html>となります。以下同じ。)
3. 会員が対象ショッピング利用期間以外に対象加盟店でショッピング利用を行った場合には、本会員に本ポイントは付与されません。また、会員が対象ショッピング利用期間中に対象加盟店でショッピング利用を行った場合であっても、2020年7月31日(前項の対象期間が変更された場合には、この期限も変更される場合があります。以下「算定基準日」といいます。)までに、事務局から当社にポイント算定情報が到着しなかった場合には、如何なる理由であっても(加盟店、加盟店管理会社、事務局等に起因する理由により、ポイント算定情報がポイント算定情報到着期限内に当社に到着しなかった場合を含みます。また、会員の帰責性の有無を問いません。)、本会員に本ポイントは付与されません。但し、算定基準日までに当社にポイント算定情報が到着していたにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により本会員に本ポイントが付与されてなかった場合には、この限りではありません。

第5条（ポイントの付与条件）

1. 当社は、対象加盟店での本ポイント付与の対象となるショッピング利用ごとに(複数のショッピング利用代金を合算することはしません。)、ポイント算定対象金額に当該対象加盟店に適用されるポイント還元料率(5%または2%)を乗じた数(1ポイント未満の端数は切り捨てます。)の本ポイントを本会員に付与します(家族会員が本ポイント付与の対象となるショッピング利用をした場合でも、本ポイントは家族会員ではなく本会員に付与し、本会員のポイント残高に合算します。)
2. 会員は、以下の①②について、自己の責任でショッピング利用の前に確認を行うものとします。また、当社は、会員に過失があったか否かを問わず、会員が以下の①②について錯誤に陥ったことを理由としたショッピング利用の取消や本ポイントまたは本ポイントに代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、その他一切の責任を負わないものとします。
 - ①加盟店が対象加盟店であるか否か
 - ②各対象加盟店に適用されるポイント還元料率
3. 国、事務局または対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合において、会員が当該加盟店でショッピング利用を行った時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと事務局、当社が認める場合には、既に会員が本ポイントを利用した後であっても、本会員に付与された本ポイントが遡及的に取り消されることを、会員は承諾するものとします。

第6条（ポイント対象外取引）

会員が行ったショッピング利用が、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、当該取引が対象ショッピング利用期間内に対象加盟店で行われたものであるか否かにかかわらず、本ポイント付与の対象外とします。

- (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- (3) 新築住宅の販売
- (4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の販売
- (5) 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- (7) キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- (8) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと国または事務局が判断するものに対する支払い

第7条（ポイント付与上限）

1. 第5条第1項及び第2項にかかわらず、本会員がショッピング利用をした月（締切日にかかわらず、毎月1日から末日までの期間）に対応して本会員に付与される本ポイントには上限があります。当社は、毎月、当社においてポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額につき、第5条第1項に基づき算定したポイント数の合計がポイント上限数を超える場合には、その超過分につき、本ポイントを本会員に付与しません。
2. 前項に定める本会員に付与されるポイント上限数は、当該本会員に係る対象カード（家族カードは除きます。）1枚につき、15,000ポイントとします。

第8条（ポイントの付与方法・利用方法）

1. 当社は、当社においてポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額に基づき、第5条及び第7条に従って算定した本ポイントを、本会員に付与します。なお、本ポイントの付与の時期は、ショッピング利用代金の支払区分による影響を受けないものとします。
2. 前項に基づき本会員に本ポイントが付与された時点で、当該本ポイントは、対象カードの種類に応じてエムアイポイントまたは VIORO ポイント（以下総称して「エムアイポイント等」という。）に交換され、当該本ポイントは消滅します（本ポイント1ポイントをエムアイポイント等1ポイントとして交換します）。

第9条（キャンセル・ポイント付与の取消）

1. 会員は、対象加盟店との間のショッピング利用の原因となる取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、ショッピング利用の取り消し以外の方法で返金を受けてはならないものとし、理由の如何を問わず対象加盟店から現金による返金を受けてはならないものとします（対象加盟店から現金による返金を受けた場合は、第11条第1項(3)の不正取引に該当するものとみなします。）。
2. 当社は、以下の各号の場合、対象となったショッピング利用にかかる本ポイント（前条の規定により本ポイントが交換されたエムアイポイント等も含みます。以下本条においては同じ。）及びその付与を取り消します。この場合、本会員が前条に基づき本ポイントを既に利用したことにより当社に対する支払いを免れたカードの利用代金がある場合は、当該相当額につき、本会員は会員規約の定めに基づき、当社に対して支払うものとします。ただし、当社は、当該支払いに代えて、当該本ポイント相当分を他のエムアイポイント等から差し引くこともできるものとします。また、本ポイントを当社に対する支払いとは別の方法により既に利用した場合（他社のポイントと交換した場合等）には、当該本ポイント相当分を他のエムアイポイント等から差し引くこともできるものとし、当該本ポイント相当分を他のエムアイ

ポイント等から差し引くことができない時は、会員規約に基づき精算することができるものとします。

①会員が本ポイントの付与対象となったショッピング利用を取り消した場合

②第5条第3項に該当する場合

③ポイント対象外取引につき誤って本ポイントが付与された場合

④会員が本特約に違反した場合

⑤その他本会員が本ポイントを付与される正当な権利を有しないと認められる場合

3. 前項に基づき本ポイント及びその付与が取り消された月（以下「ポイント取消月」といいます。）が、当該ポイント付与の対象となったショッピング利用についてのポイント算定情報の受入処理手続きが完了した月（以下「ポイント付与月」といいます。）と異なる場合であっても、第7条第1項及び第2項に定めるポイント上限数の適用にあたっては、当該ポイント付与月に遡ってポイントが減算されるわけではなく、ポイント取消月に減算するものとします（この場合、ポイント取消月に会員に付与される本ポイント数から、同月に取消されたポイント数を控除してなお残高がある場合に、当該残高に対して第7条第1項及び第2項に定めるポイント上限数を適用した上で、本会員に対して本ポイントが付与されるものとします）。

第10条（ポイントの譲渡禁止）

本会員は、付与された本ポイントを他人に譲渡したり、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

第11条（不当な取引の禁止）

1. 会員は、以下の(1)から(7)に定める取引・行為（以下「不当取引」といいます。）を行ってはならないものとします。
- (1) 他人の対象カードを用いて決済した結果として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (3) 商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、ショッピング利用を行い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (5) 本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
 - (7) その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引
2. 当社は会員が不当取引を行ったことが疑われる場合、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行います。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。
3. 会員が不当取引を行ったことにより、当社、本事業に関与する決済事業者、事務局または国に損害が生

じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年14.6%（年365日の日割計算）の遅延損害金を付すものとします。

第12条（個人情報の共同利用）

会員が不当取引を行った場合または不当取引を行ったことが疑われる場合、当社、国、事務局、本事業に参加する決済事業者及びそれらの委託先は、不当取引を行った者の特定、不当取引の防止及び不当取引によって生じた損害の賠償請求等を利用目的として、会員に関する以下の①から⑦の情報を共同して利用します。なお、当該共同利用の管理について責任を有する者は事務局となります（共同利用の詳細は、URL：<https://cashless.go.jp/> に記載されます。）

- ①氏名
- ②生年月日
- ③電話番号
- ④住所
- ⑤カード番号等
- ⑥お支払い口座
- ⑦不当な取引を行った事実

第13条（ポイントの確認）

1. 当社が第8条に基づき本会員に付与した本ポイント数は、当社より送付するカードご利用代金明細書またはWeb明細書にて確認出来ます。なお、付与予定の本ポイント数は、会員専用WEBサービス「WEBエムアイカード会員マイページ」にて予め確認できます。
2. 本事業の終了後における最終的な本ポイントの付与数は、その後の本ポイント付与の取消等の事情により変更される場合があります。

第14条（利用停止等）

1. 会員が不当取引を行った場合その他会員が本特約に違反した場合、または不当取引が発生した疑いがある場合（事務局からこれらの通知を受けた場合を含みます。）、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員による対象カードの利用を停止します。
2. 会員が不当取引を行った場合、その他会員が本特約に違反した場合、当社が通知をしたときに、会員は会員規約に定める会員資格を喪失するものとします。

第15条（免責）

1. 当社は、本サービスのために使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守及び運用を行いますが、システムの完全性を保証するものではありません。
2. 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員に付与されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当社に過失がない限り、当社はポイントの補償その他の責任を負わないものとします。
3. 当社は、加盟店、本事業に参加する当社以外の決済事業者、通信事業者、事務局、国等、当社以外の第

三者に起因する事情に基づいて生じた会員の損害について、一切の責任を負いません。

第 16 条 （本特約の有効期間）

1. 本特約の有効期間は、2021 年 3 月末日までとします。
2. 本特約の有効期間経過後も、第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項、第 9 条、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条、第 14 条、第 15 条は引き続き効力を有するものとします。

第 17 条 （特約及び本サービスの改定）

当社は、必要に応じて随時、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は了承するものとします。本特約及び本サービスの内容の変更は、当社が WEB サイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。